

# 大規模事業評価調書

事業名・場所	公設民営学校（国際バカロレア等）の設置	住之江区南港中2丁目7-18 住之江区南港中3丁目7-13 （別紙1参照）																							
担 当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 公設民営学校G（電話番号:6208-9747）																								
事業の概要	事業目的	国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的に、新たな中高一貫教育校を開設する。																							
	事業内容	国家戦略特別区域における学校教育法の特例を活用し、民間事業者が公立学校の管理運営を委託する公設民営の手法を用いた公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3（別紙2参照））として、国際的に評価の高い教育プログラムである国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ中高一貫教育校を開設する。																							
	事業規模	<p><b>【事業規模】</b>            総学級数：18学級 720人            中学校：6学級 240人（1学年2学級80人）            高等学校：12学級 480人（1学年4学級160人）            グローバル探究科（仮称）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">コミュニケーションコース（仮称）</td> <td style="padding-left: 5px;">1学年70人程度</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">サイエンスコース（仮称）</td> <td style="padding-left: 5px;">1学年70人程度</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国際バカロレアコース（仮称）</td> <td style="padding-left: 5px;">1学年20人程度</td> </tr> </table> <p>敷地面積 約26,111㎡（13,000㎡+13,111㎡）            延床面積 約19,984㎡（既存校舎6,224㎡+増築校舎13,760㎡）</p> <p><b>【事業費等】</b>            [総事業費] 6,165百万円            （事業費内訳）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">工事費</td> <td style="padding-right: 20px;">5,450百万円</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">（</td> <td rowspan="4" style="padding-right: 20px;">（財源内訳）</td> <td style="padding-right: 20px;">国庫補助金</td> <td style="padding-right: 20px;">70百万円</td> </tr> <tr> <td>設計費</td> <td>210百万円</td> <td>起債</td> <td>4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>内部設備費</td> <td>505百万円</td> <td>一般財源</td> <td>1,494百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">）</td> </tr> </table> <p>[維持管理費] 約600～800百万円 /年            （I B認定申請経費、人件費、ランニングコスト等）</p>	コミュニケーションコース（仮称）	1学年70人程度	サイエンスコース（仮称）	1学年70人程度	国際バカロレアコース（仮称）	1学年20人程度	工事費	5,450百万円	（	（財源内訳）	国庫補助金	70百万円	設計費	210百万円	起債	4,601百万円	内部設備費	505百万円	一般財源	1,494百万円			）
コミュニケーションコース（仮称）	1学年70人程度																								
サイエンスコース（仮称）	1学年70人程度																								
国際バカロレアコース（仮称）	1学年20人程度																								
工事費	5,450百万円	（	（財源内訳）	国庫補助金	70百万円																				
設計費	210百万円			起債	4,601百万円																				
内部設備費	505百万円			一般財源	1,494百万円																				
				）																					
事業スケジュール	<p>平成25年9月 国家戦略特区申請            平成26年5月 本市を含む関西圏が特区として認定される            平成27年9月 国家戦略特別区域法が改正され、公設民営学校の設置が可能となる</p> <p>平成28年11月 関連条例案を市会上程            平成29年1月 事業者公募開始            平成29年3月 事業者決定            平成29年5月 事業者指定議決</p> <p>平成29年度 実施設計（改修）、基本設計（増築）            平成30年度 工事（改修）、実施設計（増築）            平成31年度 開校            平成32～33年度 工事（増築）            平成34年度 工事（増築）竣工</p>																								

<背景>

○進化し続ける社会と求められる人材の変化

グローバル化、少子高齢化・人口減少など、急速に進展し続ける社会において、社会・企業が求める人材が変化してきている。

【企業が求める人材像（2015.4 経済同友会）】

- ①変化が激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力
- ②困難から逃げずにそれに向き合い、乗り越える力
- ③多様性を尊重し、異文化を受け入れながら組織力を高める力
- ④価値観の異なる相手とも双方向で真摯に学び合う対話力

○大阪の成長戦略

大阪を新たな成長軌道に乗せるため、2020年の大阪・関西の姿（将来像）として、「日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市」をめざすための方向性及び具体的な取組み内容を定めている。

【人材力強化・活躍の場づくり】

- ①国際競争を勝ち抜くハイエンド人材の育成  
「強い大阪・関西」をめざすためには、あらゆる分野での人材育成・集積力を強化することが重要であり、国際競争を勝ち抜く人材を育成する環境づくりを進める。
- ②成長を支える基盤となる人材の育成力強化  
大阪の成長を支える上で不可欠な基盤である人材の育成力を強化することとし、国際社会の中で自立して力強く生きる人づくりを進めるため、小・中・高を通じた英語教育の充実を図る。



【新しい時代のニーズに対応した教育手法】

- 主体性、チャレンジ精神、協調性、責任感などバランス感覚に優れた人材の育成
- 国際社会で活躍するための語学力・コミュニケーション能力の育成

(1) 事業の必要性

<新たな教育手法の検討>

○主体性、チャレンジ精神、協調性、責任感などバランス感覚に優れた人材の育成

- ・世界の多くの国で実施されている国際バカロレアプログラムは、全人教育を通じて、主体性をもちバランス感覚に優れた国際社会で貢献できる人材の育成を目的とした課題探究型の教育プログラムである。
- ・国際バカロレア教育は、すべてのプログラムを通じて、自国の伝統文化を理解したうえで多様な文化を理解できるグローバル人材の育成を最終的な目標にしている。中でもコア科目である「知の理論（TOK）」を全生徒に履修させ、日本や大阪特有の伝統や文化についての学習を深め、教科を超えた探究活動を行うことを想定している。
- ・一方、文部科学省においては、新しい時代に求められる資質・能力を育成することがより一層重要になることから、課題の発見解決に向けた主体的・協働的な学びである「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善などが、次期学習指導要領の改訂のポイントとして取り上げられている。（小学校：H32年度、中学校H33年度、高等学校H34年度実施）
- ・学校及び教員にとっては、主体的・対話的で深い学びの「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善を行い、質の高い理解を図るための学習課程の質的改善を行うことが求められることとなるため、新たな教育手法を取り入れるなど、対応できる指導方法を早急に確立させる必要がある。

【新たな教育手法】

- ・自ら課題を発見し解決することを目的とした課題探究型授業の実施  
(国際バカロレアプログラムの導入)  
全生徒を対象に、主体性、チャレンジ精神、協調性、バランス感覚などを育成するための課題探究型授業を多く実施し、突出した才能や強い個性を持つ生徒にも対応する柔軟性のある教育を実施。  
国際バカロレアプログラムを導入することで、その手法を取り入れたカリキュラム開発を行うことなどにより、次期学習指導要領における「アクティブ・ラーニング」に対応可能な学習・指導方法を確立することができる。

- 国際社会で活躍するための語学力・コミュニケーション能力の育成
  - ・ 多数者間折衝・交渉が可能なレベルの英語運用能力を身につけさせるため、これまでの英語教育の取組みに加えて、新たな教育手法を取り入れる必要がある。

**【新たな教育手法】**

- ・ 専任外国人教員による指導
  - 専任外国人教員を多数配置し、会話重視の生きた英語教育を実施するとともに、学校生活全般を通じコミュニケーションツールとして英語を使用する機会を設定。
- ・ 「イマージョン授業」の実施
  - 「英語」の授業に加え、「国語」以外の一部の教科（理科、数学など）においても、専任外国人教員による英語を用いて授業を行う「イマージョン授業」を実施。
- ・ ビジネスの第一線で活躍する外国人による指導
  - 国際的に通用する実践的な語学力や起業家精神を育成するため、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人を教員として任用。

＜新たな教育手法を取り入れるための課題＞

- ①新たな教育手法のノウハウ
  - ・ 本市の学校教育全体に新たな教育手法を取り入れ、指導方法を確立しなければならないが、そのノウハウが十分にはないため、研究・実践には相当の時間を要する。
- ②多様な人材の任用
  - ・ 産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人や国際バカロレア教育の経験が豊富な外国人などを、正規教員として任用するためのノウハウやネットワークが不足。
  - ・ 現行の公務員制度では、任用できる職種が限定されていること、また、人件費を柔軟に設定できないことから、能力や実績のある外国人教員の確保が困難。

(1) 事業の必要性



**国家戦略特区における学校教育法の特例を活用し、学校の管理運営を民間事業者に委託する公設民営の手法により、新たな中高一貫教育校を開設する。  
⇒ 本市学校教育全体の拠点校とし、新たな教育手法の実践を全校に波及させる**

＜公設民営学校の有効性＞

- ①民間事業者の運営ノウハウの吸収・還元
  - ・ 英語教育などのノウハウを持つ民間事業者に学校運営を委ねることにより、新たな教育手法を早急に取り入れることが可能となる
  - ・ 本市教員を研修派遣することにより、そのノウハウを吸収したカリキュラム開発に活かすなど、本市の学校教育全体へ新たな教育手法を波及させることが可能となる
- ②民間事業者が運営することによる柔軟な人事管理制度
  - ・ 現行の公務員制度では任用できない職種への外国人教員の配置が可能となる
  - ・ 多様な任用形態、勤務条件が可能となるため、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人を教員として任用することが可能
  - ・ 民間事業者の海外ネットワークを活用することなどにより、多様な人材を円滑に任用することが可能

(2) 事業の効果の妥当性

- ①新中高一貫教育校のめざす効果（学校像）
  - 「世界に羽ばたき、イノベーションをけん引し、将来の大阪を担っていく人材の育成」

- (ア) 主体性、協調性などバランス感覚に優れた人材の育成
  - ・ 必要な知識を自ら収集し、分析するための論理的思考力
  - ・ 自ら課題を発見・設定し、解決するための課題解決能力
- (イ) 自国の伝統文化に根ざした国際理解教育
  - ・ 大阪、日本の伝統文化の深い理解に基づく帰属意識の醸成及び発信力
  - ・ 多様な文化を理解し、違いを尊重する心と態度
- (ウ) 語学力・コミュニケーション能力の育成
  - ・ コミュニケーションツールとするための生きた英語力
  - ・ 英語による多数者間折衝や交渉能力

②新たな教育手法の拠点校としての効果

公設民営の手法を用いた新たな教育手法を実践する拠点校とする。  
民間事業者が学校を運営するノウハウについて、本市教員を研修派遣することにより吸収し、その効果を本市の小学校・中学校・高等学校へ波及させることにより、本市学校教育全体の学力向上に繋げるものとする。

(ア) 国際バカロレアの手法を用いた課題探究型授業

- ・ 国際バカロレアプログラムの導入による課題探究型授業の実施内容について、その方法論や効果等について検証・研究を行い、次期学習指導要領における「アクティブ・ラーニング」に対応した学習・指導方法を確立するためのカリキュラム開発に活かす

(イ) 英語教育

- ・ 専任外国人教員による指導や「英語イマージョン授業」の実施といった英語教育の新たな手法について、その方法論や効果等について検証・研究を行い、本市学校教育全体の英語教育にその実践内容を波及させる

③生徒の卒業後の進路選択における効果

新しい時代のニーズに対応した能力を身に付け、国内大学のみならず海外大学への進学も視野に入れた幅広い進路選択を可能とするため、高校2年次に生徒の希望によるコース分けを実施し、きめ細かな進路指導を行う。

(ア) グローバルコミュニケーションコース（文系）

- ・ 国際的な舞台で、英語を用いて協議や情報発信ができるコミュニケーション能力を育成するための教育課程を実施
- ・ 国公立大学国際系学部や外国語系大学などに合格できる力を身に付けさせる

(イ) グローバルサイエンスコース（理系）

- ・ 自然科学の分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、実験や実習を多く取り入れた教育課程を実施
- ・ 日本の科学技術について英語で世界に発信できる力を身に付けさせる

(ウ) 国際バカロレアコース

- ・ 国際バカロレアのディプロマ資格を取得するための教育課程を実施
- ・ ディプロマ資格を活かした海外大学又は国内大学への進学を希望する生徒のニーズにも対応

(2) 事業の効果の妥当性

④中高一貫教育の効果

新しい時代のニーズに対応した能力を身に付けた人材を育成するため、中高6年間を見通した教育課程を編成するものとする。

(ア) 中高6年間を見通した教育課程の実施

- ・ 6年間を、「中1・中2（基礎）」、「中3・高1（充実）」、「高2・高3（発展）」の3期に区分し、それぞれの発達段階に応じた教育課程を実施することで、小学校卒業段階で、特別な英語力を持たない子どもにも対応
- ・ 学校選択教科及び「総合的な学習の時間」において、6年間を通じて「課題探究」や「国際理解教育」を実施することでバランス感覚に優れた人材を育成

(イ) 高等学校での生徒募集

- ・ 高等学校での生徒募集を行うことで、中学校卒業段階での生徒のニーズにも対応
- ・ 内部進学の子と他の中学校から入学した生徒とが、互いに刺激を受けながら共に学ぶことにより、切磋琢磨しながら幅広い人間関係を構築できる環境を提供

(ウ) 中高合同の学校行事の設定

- ・ 幅広い年齢層の生徒による交流を通して、社会性や豊かな人間性、リーダーシップなどを育成

⑤公立学校としての効果

学校の運営は民間事業者が行うものの、大阪市が設置する公立学校として位置づけることにより、次のような効果が挙げられる。

(ア) 授業料負担

- ・ 公立学校としての授業料設定により、経済力によらずに広く生徒・保護者に新しい教育手法を提供することが可能となる

(イ) 学校選択のニーズ

- ・ 新しい時代における、新たな学校運営のスタイルをもつ学校として、生徒・保護者の多様な学校選択のニーズに応えることが可能となる

(2) 事業の効果の妥当性

⑥将来の大阪の成長を支える効果  
本校で実施する教育内容により、将来の大阪の成長を担っていく人材を育成する。

- (ア) 国際理解教育による帰属意識の醸成
  - ・ 多様な文化を理解するためには、自国や地域の伝統文化を十分に理解する必要があることから、大阪・日本の文化・歴史等について深く学ぶ機会を多く設定する
  - ・ 自らが育ち、学んだ地域への感謝の心を育むことで、地域に貢献しようとする生徒を育成するとともに、地域のことについて国際社会の場で発信できる力を育成する
- (イ) 中高一貫教育によるネットワーク作り
  - ・ 幅広い年齢層の生徒による交流を通じ、日常的交流のなかで相互の信頼感を醸成するなど、社会に出た後にも相互に繋がるネットワークを構築する

(3) 事業費等の妥当性

①学校規模について  
＜考え方＞

- ・ 学校規模については、学校の活力を維持し、教育効果が最大限発揮できるよう十分に配慮する必要がある。

【規模が適正であるかどうかの視点】

- ・ 多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、互いに切磋琢磨する機会が得られるか
- ・ 生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できるか
- ・ 教職員を適正に配置して専門性を確保し、多様な考え方を学ばせることができるか
- ・ 生徒会活動や部活動は活性化し、充実するか

＜検討＞

上記の考え方に基づき、本校の設置目的及び効果を踏まえ、学校規模を検討するものとする。

- ・ 多数の外国人教員による指導など、新たな教育手法を実践する本市学校教育の拠点校  
⇒ 小規模の学習集団による実践が教育効果を高める
- ・ 中高一貫教育校のメリットである高等学校での生徒募集による切磋琢磨の機会の確保  
⇒ 内部進学生と外部入学生は同数とすることにより教育効果を高める



**総学級数：18学級（中学校6学級、高等学校12学級）**  
**中学校：各学年2学級 80人**  
**高等学校：各学年4学級 160人（内部進学2学級、外部入学2学級）**

＜ニーズの動向＞

- ・ 保護者への聞き取り調査（平成28年4月実施）において、「英語イマージョン授業」や「国際バカロレアの理念を持つ学校」について約90%の保護者から肯定的な回答を得ており、保護者のニーズは十分にあると考えられる。
- ・ 府内公立高等学校の平成28年度入学状況を見ると、本事業における中高一貫教育校に設置予定の「グローバル探究科」と同系列に分類される「英語科」等については、普通科や他の専門学科と比較して倍率が高く、生徒のニーズは十分にあると考えられる。

【府内公立高等学校 平成28年度入学状況】

学科名	募集人員	倍率	学科名	募集人員	倍率
普通科	30,240人	1.11倍	英語科	320人	1.21倍
商業科	1,000人	0.98倍	国際教養科	400人	1.48倍
工業科	4,240人	0.95倍	国際文化科	480人	1.35倍
総合学科	4,598人	1.18倍	グローバル科	160人	3.16倍

※ 全日制課程のみで、倍率は当該学科を第1志望とした者の割合

- ・ なお、本市では、少子化傾向による将来的な生徒数の減少を見据え、既存の市立高校の特色化の推進・再編統合について検討を進めており、大阪府とも連携しながら公立学校全体の収容定員の調整を計画的に進めていくこととする。

②施設規模の考え方について

- ・ 上記①で検討した学校規模（中学校6学級、高等学校12学級）に対応した学校施設を整備するものとする。
- ・ 既存の中高一貫教育校（咲くやこの花中・高）及び平成24年4月に開校した大阪ビジネスフロンティア高等学校の面積を参照の上、整備を行う。
- ・ 教室は中高共用を原則とし、可能な限り教室数や面積について削減する。本校は普通科系高校であり、実業系高校における実習用特別教室の整備は不要である。

【学校規模比較】				【整備教室数比較（1教室換算）】				
	咲くやこの花	OBF	新中高一貫校	校舎		咲くやこの花	OBF	新中高一貫校
総学級数	24学級 (中6高18)	23学級	18学級 (中6高12)		管理諸室	38.6	30.3	35.1
敷地面積	25,392㎡	17,964㎡	26,111㎡		普通教室	37.1	32.0	33.0
延床面積	24,688㎡	18,443㎡	19,984㎡		一般特別教室	51.9	41.8	48.3
運動場面積	10,000㎡	10,698㎡	12,500㎡		実習特別教室	67.9	32.5	0.0
				計	195.5	136.6	116.4	

③建設工事費について

- ・ 既存校舎を最大限活用した上で不足する教室等を増築することで、全面改築する場合と比較して建設工事費を抑制することが可能である。
- ・ 建設工事費の見込額の内訳は次のとおりである。なお、既存の中高一貫教育校である咲くやこの花中学校・高等学校の建設工事の決算額を参考で示している。

(単位：千円)

	設計費	工事費	事務費等	内部設備費	計
南港緑小既存校舎改修	3,063	95,714	8,661	100,000	207,438
南港渚小既存校舎改修	17,420	544,396	17,000	100,000	678,816
南港渚小増築校舎建設	177,451	4,351,660	75,988	300,000	4,905,099
南港緑小整備	11,658	333,503	23,879	5,000	374,040
総事業費	209,592	5,325,273	125,528	505,000	6,165,393
咲くやこの花中・高	104,521	5,877,555	134,577	481,321	6,597,974

(3) 事業費等の妥当性

④維持管理費について

- ・ 維持管理費については、公設民営の手法を用いるため、既存の公立学校の運営に必要な維持管理費を委託料として受託法人に支出することとなる。
- ・ 維持管理費の見込額の内訳は次のとおりである。既存校と比較すると、IB認定関係費用の分だけ増加することとなる。IB認定関係費用については、年会費や定期的な評価訪問を受ける際の費用、研修参加の費用等が挙げられる。

(単位：千円)

内訳	見込額	内容
人件費等	660,000	同規模の学校の教職員数に基づき算定
学校維持運営費	40,000	同規模の学校と同額と想定
中学校給食実施費	19,000	同規模の学校と同額と想定
IB認定関係費用	3,000	本校のみの費用（拠点校としての必要経費）
総計	722,000	

⑤収益について

- ・ 入学検定料（2,200円）、入学金（5,650円）及び授業料（年間118,800円）が本事業に関する収益となる。
- ・ なお、公設民営の手法を用いるものの、公立学校であるため、他の既存の高等学校と同額とし、授業料を上乗せすることはしない予定である。

①公設民営学校の事業スキームについて

- ・ 指定管理法人となる民間事業者については、特区法において、学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人の非営利団体に限られている。なお、学校長も含めた教職員については民間事業者が直接雇用することとなり、教育委員会は公設公営の際に必要な人件費相当額を委託料として支出する。
- ・ 教育委員会は、民間事業者から報告書の提出等を求めるとともに、実地調査を行うなどして必要な指示を行うこととする。
- ・ 万が一、民間事業者が本校の管理を継続することができない事態が生じた場合は、他校からの人事異動や民間事業者の教職員であった者を採用することなどにより必要な教職員を確保し、教育委員会が責任を持って学校運営を継続するものとする。

②開設時期について

- ・ 「(1)事業の必要性」に記載のとおり、新しい時代のニーズに対応した教育手法を取り入れるため、本市学校教育の拠点校となる本校を設置する必要性は非常に高いと考えている。
- ・ なお、新たな教育手法を取り入れるためには、国家戦略特区を活用した「公設民営学校」として本校を設置することが必要不可欠であるが、国家戦略特区の事業については、概ね5年以内に効果が発現することが求められているところである。
- ・ また、「(2)事業効果の妥当性」に記載のとおり、本校が生徒・保護者の学校選択や将来の進路選択の幅を広げる効果があること、拠点校として本市学校教育全体への波及効果が非常に高いと考えている。



本市教育施策の推進のため、可能な限り早期に開校することが必要

関係条例制定、事業者公募・決定、校舎整備、入試実施等の準備期間（約2年）が必要

**平成31年4月の開設をめざすものとする**

(4) 事業の整備・運営  
手法の妥当性

③開設場所について

<必要条件>

- ・ 本校の開設場所については、上記「(1)事業の必要性」及び「(2)事業効果の妥当性」を踏まえ、学校規模や開設時期など次の条件を満たす場所とする必要がある。

【開設場所の条件】

- ア 学校規模を踏まえた敷地面積（概ね20,000㎡以上）
- イ 新たな教育手法を取り入れた拠点校としての位置付け
  - ・ 市内各地からの交通便
  - ・ 他の市立学校と連携
- ウ 開設時期（必要性に応じた早期の開校が可能かどうか）
- エ 必要経費（新たな用地取得しないなど経費削減可能かどうか）

<検討>

上記の必要条件に基づき、本校の設置目的及び効果を踏まえ、開設場所を検討するものとする。なお、学校の設置に適した場所を選定する観点から、本市立学校で統廃合となった跡地により検討するものとする。

- ・ 扇町高校跡地は、敷地が狭隘であり、本校に必要な施設を整備することは困難である。
- ・ 此花総合高校跡地は敷地面積、敷地形状ともに建設は可能だが、交通の利便性及び同一区内に中高一貫教育校をすでに設置している（咲くやこの花中学校・高等学校）ことから、本校を設置することは適当ではない。
- ・ 市岡商業高校跡地は敷地面積、敷地形状ともに建設は可能だが、校舎は、昭和30年代に建設されたもので、現在は危険建物であり、改修程度では使用に耐えない建物である。このため、既存校舎の解体・増築が必要であり、開校時期は早くても平成34年度となる。
- ・ 南港緑小学校及び南港渚小学校については、両校の敷地は直線距離で約100m程度の距離であり、2校の敷地を合わせると十分な敷地面積（約26,111㎡（13,111㎡+13,000㎡））を確保できる上に、既存校舎についても改修して使用することができるため、平成31年度の開校時期が可能となる。

【開設場所の候補地の比較】

必要条件等	扇町高校跡地	此花総合高校跡地	市岡商業高校跡地	南港緑小学校 南港渚小学校
面積	約10,909㎡	約27,107㎡	約19,408㎡	約27,111㎡
最寄駅	中之島 徒歩5分	伝法 徒歩10分	弁天町 徒歩5分	ポートタウン東 徒歩5分
既存校舎	なし	使用不可(老朽化) ※体育館使用可能	使用不可(老朽化) ※体育館使用可	使用可 ※体育館建替必要
開設可能時期	H34年度	H34年度	H34年度	H31年度



本校の設置の目的及び効果を踏まえ、比較検討し総合的に判断

新たな教育手法の効果について、本市学校教育全体に早期に波及させる必要

**南港緑小学校・南港渚小学校の校地で開設するものとする**

<南港緑小学校・南港渚小学校の校地を活用するメリット>

○小中一貫教育校との隣接

- ・南港緑小学校・南港渚小学校については、統廃合・移転により南港南中学校区小中一貫教育校として平成30年4月に開校する予定である。
- ・新たな教育手法を取り入れた本市学校教育全体の拠点校として、本校の教育実践を他の小学校・中学校・高等学校へ波及させるためには、学校間での交流や連携を密に行うことでより効果が発揮されると考えている。
- ・小中一貫教育校と隣接しているメリットを活用し、相互の生徒の交流や出前授業の実施などにより密な交流・連携が可能となり、相乗効果が期待できる。

○咲洲ウェルネスタウン計画

- ・南港緑小学校・南港渚小学校が位置する南港ポートタウン地区については、住之江区が「咲洲ウェルネスタウン計画」を策定し、様々な取組みを進めているところである。
- ・また、同計画の構想を実現するため、大阪市戦略会議において、南港ポートタウン地区を「咲洲ウェルネスタウン構想特区」として、市を挙げて特別な施策を講じていくエリアと位置付けられている。
- ・この「咲洲ウェルネスタウン計画」の取組みの一つに、「先進的教育」が掲げられており、南港ポートタウン地区ならではの先進的教育を提供することで、子どもの学力と体力、豊かな心を伸ばす教育環境を形成することとしている。
- ・公設民営学校の設置という施策を通じ、咲洲ウェルネスタウン構想の実現を図るものであり、様々な取組みを進めている南港ポートタウン地区において本校を開設することにより、小中一貫校との連携に加え、地区内外の小・中学校や大学、企業との連携などによる相乗効果により、南港ポートタウン地区のみならず、南港全体（咲洲）の活性化も期待できるものである。

④既存校舎の活用方法

- ・南港緑小学校及び南港渚小学校の既存校舎は、昭和55～57年度に建設された鉄筋コンクリート造であり、大規模な改修工事を行えば今後20～30年は使用可能である。
- ・しかしながら、直線距離で約100m程度の距離ではあるが、校舎が2つの敷地に分散してしまうことは学校運営上非効率であることから、一方の校地に校舎を集約することとする。
- ・具体的には、将来的には南港渚小学校の校地に校舎を集約することとし、同校の既存校舎を大規模改修の上、グラウンドに新校舎を増築するものとする。なお、南港緑小学校の既存校舎については、南港渚小学校の新校舎竣工までの間は大規模改修を行わずに使用し、新校舎竣工後は解体しグラウンドとして使用するものとする。
- ・なお、約100m程度の距離ではあるが、校舎とグラウンドが離れてしまうこととなるが、許可車以外は通行できない「ノーカーゾーン」であり、安全面での問題はないと考えられる。また、南港渚小学校の校地にもサブグラウンドを整備するなど環境を整えることにより、学校運営上の支障は少なくなるものと考えられる。

(4) 事業の整備・運営  
手法の妥当性

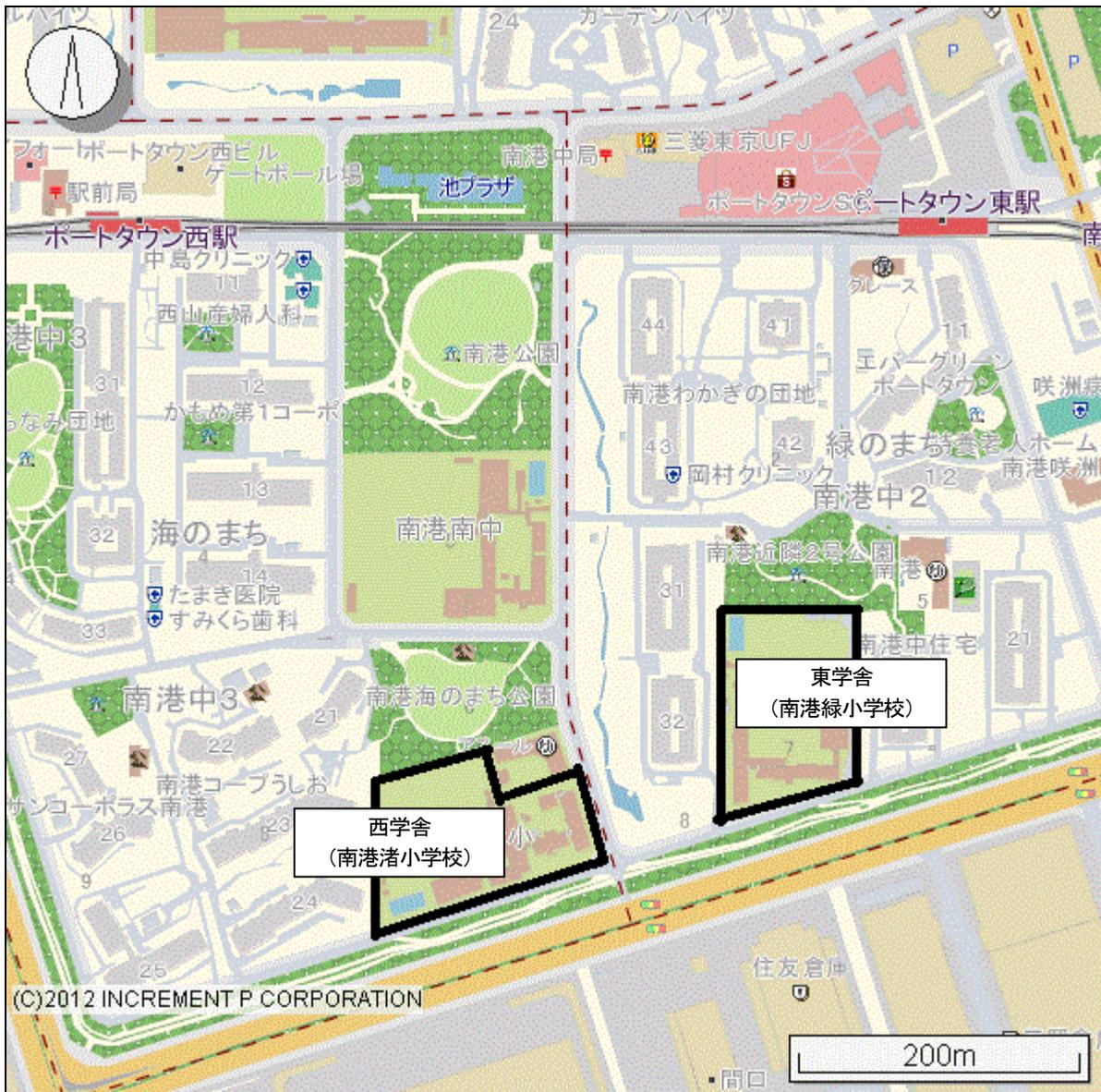
<p>(4) 事業の整備・運営 手法の妥当性</p>	<p>⑤ P F I 方式の活用の検討 事業手法としての P F I 方式の活用については、本事業のスキームとの関係から活用しない方向で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業は、国家戦略特区における学校教育法の特例を活用するものであり、「学校の管理」を民間事業者に担わせるものである。（「学校の管理」とは、人的管理（教職員の人事管理）、物的管理（財産管理）、運営管理（生徒管理、運営管理）の3つに大別できる。）</li> <li>・ 一般の学校施設において、P F I 事業が導入される場合は、施設の設計、建設のほかに維持管理までを含めた方式（いわゆる B T O または B T M 方式）が採用されることが多いが、本事業について実施したマーケットサウンディングにおいて、民間事業者は、創意工夫による学校運営を行えるよう、施設の維持管理を含めた一体的な学校運営を希望していることから、維持管理を対象とした P F I 事業を導入すると、民間事業者の積極的な参入が見込めなくなる可能性が高い。</li> <li>・ また、施設の設計・建設のみを P F I 事業の対象とする、いわゆる B T 方式についても、P F I 導入の検討に相当な期間を要することから、開設時期に遅れが生じてしまうというデメリットがある。</li> </ul>
<p>(5) 環境への配慮</p>	<p>① 生活環境への影響及び対応方策</p> <p>○ 生徒が与える影響</p> <p>&lt; メリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際バカロレア認定校では、全人教育の理念のもとで、生徒自身が社会奉仕について考え、活動を計画し、積極的に取り組む教育を実施している。本校においては、全生徒を対象として、授業や課外活動を通じて、ボランティア活動に積極的に取り組む教育を実施するものとする。</li> <li>・ 具体的には、地域の清掃活動、高齢者や障がい者、園児や児童などとのふれあい活動を通じ、地域住民と多く触れ合う機会を設けることにより、地域の活性化が期待できる。</li> </ul> <p>&lt; デメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本校は小学校跡地に開校するため、周辺住民にとっては通学してくる学生が小学生から中高生へと大きく変わる事となる。</li> <li>・ 通学路や最寄駅周辺において、住民の通行の妨げとなる行為や集団で騒ぐといった迷惑行為が発生し、周辺住民とトラブルが発生することも考えられる。</li> </ul> <p>&lt; 対応方策 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者に対して、最寄駅からの通学路や最寄駅周辺においても学生として節度ある態度を取ることに生活指導を徹底するよう指示することとし、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことがないよう努めていく。</li> </ul> <p>○ 工事期間中の安全対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な騒音対策を行うとともに、工事車両の通行ルートや進入口の安全対策の徹底など、周辺地域への配慮を行いながら工事を進めることとする。</li> </ul> <p>② 自然環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ L E D 照明の設置 照明については全て L E D 照明とする。なお、改修する既存校舎についても、全て L E D 照明に付け替える工事を実施する。</li> <li>・ 太陽光パネルの設置 既存校舎に太陽光パネルを設置しているため、改修後も有効活用する。</li> </ul> <p>③ 災害時の安全確保</p> <p>○ 地域の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本校を設置する南港ポートタウン地区は埋立地であり、地盤は全般的に高く津波の危険性は低い、通行ルートが絶たれた場合、「陸の孤島」となる可能性がある。また、医療機関や商業施設が少なく、少子高齢化が進んでいる。</li> </ul> <p>○ 災害への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波による危険性は低い、既存校舎は鉄筋コンクリート造の4階建て校舎であり、生徒の安全確保は可能である。</li> <li>・ 学校内に備蓄倉庫を設けるとともに、日頃から防災教育・防災訓練を徹底して行うなど、十分な対策を講じるものとする。</li> <li>・ また、町会や自治会など地域住民とも連携した防災訓練を行うなど、災害時には地域と協力した「共助」を行う環境づくりを進めるものとする。</li> </ul>



# 位置図



# 詳細図



## ○ 国家戦略特別区域法（抄）

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令<sup>①</sup>で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、第10条を除き、次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 省略

3-5 省略

#### (基本理念)

第3条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

#### (関連する施策との連携)

第4条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域をいう。第10条第3項及び第38条第2項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

### 第2章 国家戦略特別区域基本方針

第5条 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 国家戦略特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項

二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

四 第8条第1項に規定する区域計画の同条第7項の認定に関する基本的な事項

五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第2項第6号に規定する提案の募集を行うものとする。

### 第3章 区域計画の認定等

#### (区域方針)

第6条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項

三 前2号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

#### (国家戦略特別区域会議)

第7条 国家戦略特別区域ごとに、次条第1項に規定する区域計画（第3項第2号において単に「区域計画」という。）の作成、第11条第1項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議（第4項及び第5項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第3号の2に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第3号の7に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）

二 関係地方公共団体の長

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）

二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執

① 国家戦略特別区域を定める政令

行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 6 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に関し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。

#### (区域計画の認定)

- 第8条** 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域内における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 国家戦略特別区域の名称
    - 二 第6条第2項第1号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項
    - 三 前号に規定する特定事業ごとの第12条の2から第27条までの規定による規制の特例措置の内容
    - 四 前2号に掲げるもののほか、第2号に規定する特定事業に関する事項
    - 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
    - 六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
  - 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第2号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。
  - 4 前項の規定による公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。
  - 5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。
  - 6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第2項に規定する構成員（以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。）の全員の合意により作成するものとする。
  - 7 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。
    - 二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。
    - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第1項において単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。
  - 9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業（第2条第2項第1号に掲げるものに限る。）が、法律により規定された規制に係るものにあつては第12条の2から第25条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第26条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第27条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。
  - 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

#### (認定区域計画の変更)

- 第9条** 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 2 前条第3項から第10項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

#### (構造改革特別区域法の特定事業)

#### 第10条 省略

#### (認定の取消し)

- 第11条** 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第8条第7項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第9条第1項の変更の認定を含む。第13条、第18条第4項第1号、第20条の3及び第24条の3第3項第1号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。
  - 3 第8条第10項の規定は、第1項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

#### (認定区域計画の進捗状況に関する評価)

- 第12条** 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

### 第4章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

#### (公証人法の特例)

#### 第12条の2 省略

#### (学校教育法等の特例)

- 第12条の3** 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令<sup>2</sup>で定める基準に適合するもの（以下この項及び第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の1の2の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けることができない。
    - 一 第10項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
    - 二 その役員のうち、第12項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を

② 国家戦略特別区域法施行令第3条

経過しない者がある者

3 第1項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定の手続
- 二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
- 三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等（以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。）において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準
- 四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- 五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項

4 指定は、期間を定めて行うものとする。

5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であって特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。

9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第1欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令<sup>③</sup>で定める。

学校教育法	省略	省略	省略
地方自治法	省略	省略	省略
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）	省略	省略	省略
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	省略	省略	省略
義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）	省略	省略	省略
へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）	省略	省略	省略
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）	省略	省略	省略
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	省略	省略	省略
公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）	省略	省略	省略
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）	省略	省略	省略
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）	省略	省略	省略
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）	省略	省略	省略
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）	省略	省略	省略

12 第6項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第12条の4 - 第28条 省略

#### 第5章 国家戦略特別区域諮問会議

(設置)

第29条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第30条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家戦略特別区域の指定に関し、第2条第5項に規定する事項を処理すること。
- 二 国家戦略特別区域基本方針に関し、第5条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 三 区域方針に関し、第6条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 四 区域計画の認定に関し、第8条第8項（第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 五 第16条の3第3項に規定する指針に関し、同条第4項に規定する事項を処理すること。
- 六 第37条第2項に規定する雇用指針に関し、同項に規定する事項を処理すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 八 第1号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第31条 会議は、議長及び議員10人以内をもって組織する。

(議長)

第32条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)

第33条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官
- 二 国家戦略特別区域担当大臣
- 三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第31条及び前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第1項第4号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の10分の5未満であってはならない。

4 第1項第4号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第34条 前条第1項第4号に掲げる議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第35条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

③ 国家戦略特別区域法施行令第4条

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令<sup>④</sup>で定める。

#### 第6章 雑則

第36条の2-第38条 省略

(主務省令)

第39条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第40条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令<sup>⑤</sup>で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一-三 省略

(検討)

第2条 省略

2-3 省略

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。<sup>⑥</sup>

5-6 省略

#### 附 則（平成27年7月15日法律第56号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一-三 省略

(経過措置)

第2条 この法律の施行の日から平成28年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第12条の3第11項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

別表（第2条関係）

項	事項	関係条項
省 略	省 略	省 略
1の2	公立国際教育学校等管理事業	第12条の3
省 略	省 略	省 略

### ○国家戦略特別区域を定める政令（抄）

国家戦略特別区域法第2条第1項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一-五 省略

六 京都府、大阪府及び兵庫県

七-九 省略

### ○国家戦略特別区域法施行令（抄）

(法第12条の3第1項の政令で定める基準)

第3条 法第12条の3第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育（以下この条において「区域方針実施教育」という。）を行うための教育課程を編成するものであること。
- 2以上の教科の指導を専ら外国語で行うことその他の区域方針実施教育を行うために必要な方法により前号に規定する教育課程を実施するものであること。
- 前2号に掲げるもののほか、当該学校の職員、設備、教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制その他の事項に関し、区域方針実施教育を行うために必要なものとして文部科学省令<sup>⑦</sup>で定める基準に適合するものであること。

(学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え)

第4条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第1欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）	省略	省略	省略
学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）	省略	省略	省略
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号）	省略	省略	省略
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）	省略	省略	省略
義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号）	省略	省略	省略

④ 国家戦略特別区域諮問会議令（平成25年12月13日政令第342号）

⑤ 国家戦略特別区域法施行規則（平成26年3月28日内閣府令第20号）等

⑥ 特区法制定時（平成25年12月13日）にこの附則の規定が設けられ、この規定に従って、平成27年9月1日に第12条の3が追加された。

⑦ 国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令第1条

**○国家戦略特別区域法施行令第3条第3号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（抄）**

（令第3条第3号の文部科学省令で定める基準）

**第1条** 国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第3条第3号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第2号の指導方法による教育を行うために必要な職員を置くものであること。
- 二 前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。
  - イ 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行う特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。） 国語以外の2以上の教科の指導の全部を外国語で行うことができる外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）である教諭等
  - ロ イに掲げる特定公立国際教育学校等以外の特定公立国際教育学校等 区域方針（国家戦略特別区域法第6条第1項に規定する区域方針をいう。）に密接に関係する業務（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の業務を除く。）に5年以上従事した経験のある教諭等
- 三 前号の教諭等の給与についてその能力及び実績に応じて必要な優遇措置が講じられていることその他第一号の職員の処遇が適切に行われていること。
- 四 令第3条第1号の教育課程に基づき同条第二号の指導方法による教育を行うために必要な語学演習用機器、視聴覚教育用機器その他の設備を有するものであること。
- 五 教育上特別の配慮を必要とする生徒が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備するものであること。
- 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条、第104条第1項及び第113条第1項において準用する第67条の規定に基づく評価を行い、その結果を公表するものであること。

（令第4条の文部科学省令で定める算定の方法）

**第2条** 令第4条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下この条において「限度政令」という。）第1条第5号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の前期課程につき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下この条において「標準法」という。）第6条の2の規定の例により算定した数と標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第7条第1項及び第8条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。

2 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第7号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第8条の2の規定の例により算定した数とする。

3 令第4条の規定により読み替えて適用される限度政令第1条第9号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第3条第1項及び第2項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第9条の規定の例により算定した数とする。

（学校教育法施行規則の読替え）

**第3条** 特定公立国際教育学校等に関する学校教育法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----